

No.22

2007
平成19年8月1日

保護樹林に指定された国分寺のクロマツ(神辺町下御領)

～透明性の高い議会を目指して～

主な内容

CONTENTS

6月定例会号

費用弁償を廃止	2
質問および答弁の要旨	2～6
可決した意見書	6
議会ニュース	7
委員会の活動	7
政務調査費の執行状況	8

費用弁償を廃止

市議会では、議会改革に積極的に取り組み、本会議や委員会に出席した場合の日額旅費の支給制度を本年6月2日から廃止しました。

この日額旅費は、地方自治法や条例に基づき、費用弁償として4000円が支給されていたもので、今日的な社会情勢や行財政改革推進の取り組みなどを踏まえて廃止しました。

これにより、年間約1000万円の経費の節減が見込まれます。

また、議員の市政に関する調査研究活動に充てるため、市議会の会派に交付されている政務調査費については、使途の透明性を高める取り組みを行っています。

この政務調査費の執行状況については、決算内訳の一覧表を8ページに掲載していますので、ご覧ください。

平成19年 6月定例会

平成19年第2回定例会は、6月1日から15日までの会期15日間で開かれました。議会関係の選挙・選任案件を除き、生活バス交通利用促進計画推進委員会条例の制定案など23議案が提出され、議員提出の条例改正案の否決1件を除き、意見書案2件とともに、いずれも原案どおり可決しました。

また、副議長の辞職に伴う後任の選挙を行うとともに、人権擁護委員の候補者の推薦や議会を退出の監査委員など3件の人事案件に同意しました。この定例会では、各会派の議員7人が議案や市政全般について質問をしました。

その概要は、次のとおりです。



かんなべ文化振興会が指定管理者に指定されている菅茶山記念館

質問および答弁(要旨)

指定管理者制度の運営状況 (水曜会)

問

ふくやま芸術文化振興財団、

体育振興事業団、かんなべ文化振興会などの財団を、18年4月から指定管理者に指定し、制度の推進が図られている。制度の充実した発展は望むところだが、サービス内容など市民や利用者の立場に立った運営についてのこれまでの改善点は。

答

公の施設の設置者として、指定管理者に対し適切な指導、監督を行うよう取り組んでいる。要望や指摘については、状況の報告

を求める、必要に応じ現地を調査して、運営面で改善できるものは、速やかに改善するよう指示している。また、施設整備などは、必要な高いものから順に計画的に整備していく。

中長期的な財政予測が必要では (水曜会)

問

市民要望が多様化する中、

事業やサービスの選択が必要となる。三位一体改革に伴っての補助金や交付金の削減、税源移譲など

国の明確な指針が示されない中での財政予測は難しいと思うが、不

確定要素を考慮しながらでも、中長期的財政予測が必要と考えるが。

答

歳入では、地方交付税の縮

減など一般財源の確保が不透明な状況で、歳出では、扶助費や公債費などの義務的経費の増加が見込まれる中、持続的な発展を遂げていくには、一定の財政推計に基づき、計画的な財政運営が不可欠である。集中改革プランで22年度までの5年間の財政推計を示したが、今後も、第四次総合計画などとの整合性を図りながら、毎年度、経済状況などを踏まえて、中長期的な財政推計の見直しを行っていく。

*指定管理者制度：公の施設の管理を市が指定した者(指定管理者)が行う制度。

問 市民参加に関する規定がほんどのない現行法令を補完するものとして、住民自治に関する基本条例制定の動きがあるが、導入にあたっては、市民、行政、議会の関係のあり方や、現行法体系上の

答 自治体の憲法と呼ばれるいる自治基本条例を策定する自治体が増えている。本市も協働のまちづくりが2年目に入った。行政の役割と住民自らのまちづくりへの参画をどう実現するかを再定義しなければならない現状が背景にあると考えるが、自治基本条例をどう評価するか。また、条例制定の考えは。



朝鮮通信使400周年の記念行列
(ばら祭ローズパレード)

問 自治基本条例の制定は（明政会）

答 財政シミュレーションについて（新政クラブ）

問 公会計制度改革について（市民連合）

答 財政シミュレーションについて（誠友会）

◇関連質問

・長期財政計画について

（明政会）

・地方公共団体の財政の健全化に関する法律の影響は

（市民連合）

課題もある。協働の理念のもと、市民が主役のまちづくりを進めており、国の自治制度の見直しの動向を見極めながら研究したい。

朝鮮通信使400周年と
鞆の浦（公明党）

問 友好の精神とその足跡は、400年を経た今日においても大切に引き継がれていくべきものであり、鞆の浦がゆかりの町として、その歴史と精神を受け継ぎ広めていくことは、国際交流と世界平和にとっても有意義なことと考えている。

答 朝鮮通信使の善隣友好の交流から400年を経た今日、その歴史は一段と深い意味を持つている。朝鮮通信使ゆかりの地である鞆の浦は、善隣友好の港湾都市としての歴史的価値の重みにとどまらず、今後の日本の国際平和のあり方を考えるうえからも、高い価値を持つと考えるが、市長の考えは。

軽自動車税の障害者に対する減免手続き（水曜会）

問 友好の精神とその足跡は、400年を経た今日においても大切に引き継がれていくべきものであり、鞆の浦がゆかりの町として、その歴史と精神を受け継ぎ広めていくことは、国際交流と世界平和にとっても有意義なことと考えている。

答 市は、軽自動車税の障害者に対する減免措置を講じているが、減免申請書を5月中に提出しても、一たん納期限の5月31日に口座から引き落とされ、後日返還されるシステムとなっている。県税の普通自動車税の減免措置は、事前に本人に書類が届き、5月中に減免通知が来るシステムであり、県と同様な簡素化した手続きにするべきと考えるが。

答 減免申請書は、現在、5月中旬に納税通知書と同じ日に送付している。普通自動車は月割り課税で、軽自動車は年課税であることから、当初の申請に若干の相違

はあるが、今後は、5月中旬の賦課決定後、速やかに減免決定通知書を送付できるよう、事務処理のあり方などの改善に努める。

平和非核都市福山宣言の
庁舎への掲示（市民連合）

問 さきの3月定例会で、平和非核都市福山宣言の、市民への周知策などただしたが、その後の取り組みは。さらに、平和を確立するための今後の具体的方針や行動などは。



※自治基本条例：自治体の組織運営・活動の基本原則と、自治体と住民の関係などについて定める条例。

幼稚園、小中学校の全児童生徒に、また、宣言文を分かりやすく表現したクリアファイルを小学校一年生に配布し、平和教育に努めており、今後、広報ふくやま8月号・12月号への掲載も予定している。新規事業として、市内の戦争遺跡めぐりや人権・平和フォトコンテストの開催などを計画している。

◇関連質問
・平和行政について（公明党）

国民健康保険の資格証明書（市民連合）

問 ①資格証明書は、2000年度の介護保険制度導入を機に義務化され、本市では、国の要件以上に適用除外や解除要件を設定し運用しているが、その周知は。

②資格証明書交付せざる実態把握と指導は。また、資格証明書を交付された被保険者の緊急入院の際の措置は。

答 ①広報ふくやまや国保のしおりなどに掲載するとともに、新規加入時にも啓発文書を配布している。②本市独自の施策として2002年度から毎年度、職員の訪問による実態調査を行い、真に生

活困窮により納付が困難と認められる場合や、病気などで受診が必要と思われる世帯には、被保険者証を交付している。また、救急で受診した場合も、個々の世帯や医療機関からの申し出により、解除を基本に柔軟に対応している。

◇関連質問
・国保税引き下げと資格証明書の交付の取りやめ（日本共産党）

多重債務の解消（日本共産党）

問 多重債務者は、全国に200万人以上といわれ、市では、消費生活センターに相談窓口が設置され、2006年度952件の相談があった。次のことを求める。

本市として、多重債務者に対する相談窓口の整備・強化やカウンセリングを行うこと。解決の一つの方法として、生活福祉資金の貸し付けや生活保護制度などを活用すること。多重債務者の発生予防のため、金融経済教育を強化すること。

問 各地方自治体は、一層の財政健全化を求められ、自主財源確保に向けて努力している実態にある。ホームページのバナー広告などを導入している事例もある。観光振興や知名度向上を重点課題とする本市は、多面的な広告導入を検討すべきではないか。

答 本市の多重債務対策は、これまで消費生活センターでの相談

対応を中心に取り組んでおり、相



消費生活センターの相談窓口

答 厳しい財政状況下での広告導入は、自主財源確保策の有効な手段と考えるが、費用対効果や、行政の中立性との兼ね合いをどう考えるかなどの課題がある。一方、広告を活用した情報発信は、知名度アップの手法の一つであり、独自性を活かした導入の可能性について、今後検討する。

マニフェスト運動（明政会）

問 4月の統一地方選挙では、公職選挙法の改正により、いくつかの制限はあるが、告示後にマニフェストの配布が首長選挙に限りできるようになった。政策の財源、期限、手段を明確にし、事後も検証、評価するマニフェスト運動の展開をどう評価するか。今後、この運動にどのように取り組むのか。

答 マニフェストは、理念やビジョンを掲げ、それを実現するための政策を体系化し、それぞれの政策について数値目標などを明示し、事後検証も可能となることから、政策の目標や成果などの市民への説明責任を果たすためにも、この考え方を市政運営へ取り入れたいと考えている。

※バナー広告：ウェブの検索ページや、さまざまなホームページ上にあり、ウェブ・ユーザーの注意を喚起し、広告部分をクリックすることで、広告情報の掲載されたウェブページにジャンプさせる仕組みをもつもの。

18年度の包括外部監査結果 (水曜会)

問 18年度の監査結果で、市営住宅の財務管理について、収入超過者と高額所得者の取り扱いや、滞納家賃の処理などが指摘されているが、その対応は。

答 収入超過者については、市営住宅等条例に基づき、明け渡し努力義務が発生している旨の通知を行うとともに、家賃の割り増しを行っている。高額所得者については、近傍同種の民間住宅家賃を徴収するとともに、明け渡し通知を行っているが、効果がなく、家賃を増額するなど対策を講じる。家賃滞納者については、1年以上の滞納者で誠意のない者についても、積極的に法的措置を実施するとともに、職員による訴訟事務を検討する。

◇関連質問

・ 住宅管理収支の明確化について

(新政クラブ)

プラスチックごみのリサイクル (新政クラブ)

問 ①プラスチックごみのリサ

イクル (新政クラブ)

・ 住宅管理収支の明確化について

(新政クラブ)



リサイクル工場の手選別ライン

イクルは、協会より分別基準に適合しないとして、引き取り拒否され、分別方法の変更や手選別ラインの新設など速やかに対応し、18年10月より引き取り再開となつた。現在の品質は、②ペットボトルの処理の状況と、今後も市民との協働が必要であることから、その成果の還元をどう考えるか。

合しないとして、引き取り拒否され、分別方法の変更や手選別ラインの新設など速やかに対応し、18年10月より引き取り再開となつた。現在の品質は、②ペットボトルの処理の状況と、今後も市民との協働が必要であることから、その成

立てているが、より有効な活用について研究する。

被爆者の援護 (公明党)

問 ①原爆症認定をめぐる問題の解決は、焦眉の課題である。認定基準を見直す動きもあるが、市長の所見は。②市は被爆者援護の窓口業務を推進しているが、被爆者援護についてどのように周知、啓発しているか。③被爆一世の相談体制はどのように対応しているか。

答 ①原爆被爆者とその家族、遺族は、長年にわたり社会的、精神的な後遺症に悩まされ、厳しい状況に置かれていると認識している。被爆者援護の充実は必要であると受け止めしており、国の動向を見守っていく。②広報紙に健康診断の制度や被爆者相談の開設などを掲載し、周知している。③これまで県で実施していたが、19年4月の権限移譲により、市保健所で実施している。

対策をどのように考えているか。また、台所の生ごみを粉碎して直接下水管に流す単体ディスポーザーへの対策や、下水管へ未接続の事業所や飲食店への対応は。県に確認したが、現段階で内港地区の浚渫計画はないと聞いている。当面は、中央ポンプ場などの合流式下水道改善事業を急ぎ、水質改善を図っていただきたい。

問 ①原爆症認定をめぐる問題の解決は、焦眉の課題である。認定基準を見直す動きもあるが、市長の所見は。②市は被爆者援護の窓口業務を推進しているが、被爆者援護についてどのように周知、啓発しているか。③被爆一世の相談体制はどのように対応しているか。

答 ①原爆被爆者とその家族、遺族は、長年にわたり社会的、精神的な後遺症に悩まされ、厳しい状況に置かれていると認識している。被爆者援護の充実は必要であると受け止めしており、国の動向を見守っていく。②広報紙に健康診断の制度や被爆者相談の開設などを掲載し、周知している。③これまで県で実施していたが、19年4月の権限移譲により、市保健所で実施している。

内港の異臭対策 (誠友会)

問 福山内港には、自然浄化能

力を上回る汚水が、松浜ポンプ場から流入し、ヘドロが堆積し、干潮時には大変な異臭を放っている。



下水道科学館 in あしだがわ
(下水道啓発事業として9月の第4土曜日に開催)

※協会：財団法人日本容器包装リサイクル協会。

※浚渫：河川や港などの水底の土砂をさらうこと。

※合流式下水道：汚水と雨水を同一の下水管で排除する方式の下水道のこと。

神辺町川南土地区画整理事業の取り組み（水曜会）

問 18年度の、地区別・整備予定路線別などの住民説明会の開催回数と、説明会での問題点、進捗状況、合意の方向性については。

答 説明会を合計12回開催し、さらに、事業に対する一層の理解を深めるために、個別説明会、相談会を9回開催した。しかし、長期にわたり事業が停滞してきたことや、整備手法が異なることへの戸惑いなどから、事業効果について十分な理解がいただけない状況である。今後とも、説明会を参加しやすい時間帯で、より多くの意見交換ができるような小規模な単位で繰り返し行うなど、課題を整理しながら、早期事業化を目指していく。

◇関連質問
・合併建設計画について（公明党）

問 合併地域の文化行政の課題（明政会）

合併地域では、合併前から取り組んできた文化活動や歴史継承について課題がある。青年団運動の父と呼ばれた山本瀧之助の記念室が、合併前から現在の沿隈図書館の一角に設置され、図書館活動と一緒に位置づけになつてたが、合併後は切り離されていて、歴史の継承についての考えは。

答 1969年に区画整理事業を行ったの都市計画決定がされたが、その後、大規模な事業の見直し

しが行われた。区画整理事業の地権者の賛成は、2005年の意向調査で41%に過ぎないとことであるが、その進捗状況は。都市計画道路の建設は、要望もあり、区画整理事業予定地内の事業は、用地買収方式で行うことを探る。

答 この事業は、重要な事業として合併建設計画に位置づけられている。18年度は、説明会や相談会を計21回開催したが、事業効果について十分な理解がいただけない状況である。説明会を繰り返し行うことにより、関係者への理解を深め、早期の事業化を目指す。また、土地区画整理事業施行の効果について理解を深めていく。

問 発達障害のある児童生徒への対応（誠友会）

L D、ADHDなどの発達障害のある児童生徒への対応は大きな課題である。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理



山本瀧之助記念室

切にし継承することは、本市のさらなる発展に寄与するものと考える。山本瀧之助などの先人たちの足跡や業績は、広報や図書館など紹介し、伝統文化の発表の場も設けてきた。さらに、各地域においても協働のまちづくり事業を活用し、地域づくりの推進に努めていただいており、今後とも、合併地域を含めた本市全体の文化水準の向上を図りたい。

答 17年度から実施している心理学者、作業療法士などの専門家を学校に派遣する国・県の巡回相談事業を、19年度から本市施策として引き継ぐ体制を整えた。

さらに、各学校においては、特別支援教育コーディネーター担当教員の指名と校内委員会の設置により、発達障害の特性に配慮した支援のあり方について、教職員の共通理解を図り、学校体制として取り組むよう努めている。

可決した意見書

議員提案による次の意見書を可決し、福山市議会の意思として、政策の実現に向けて、国会および関係省庁に送付しました。

詳しい内容は、議会のホームページをご覧いただけます。

- ◆義務教育費国庫負担制度に関する意見書
- ◆地方の道路整備の促進に関する意見書

* L D (学習障害)：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態。 A D H D (注意欠陥／多動性障害)：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、および衝動性、多動性を特徴とする障害で、社会活動や学業の機能に障害をきたすもの。

議会ニュース

議会選出監査委員

6月定例会の最終日に、副議長の選挙や監査委員の選出などを行い、次のとおり決まりました。

■副議長

小林 茂裕(草戸町、51歳)



議会選出監査委員

背尾 博人(久松台、70歳)

■略歴

昭和54年から、議長、副議長、議会運営委員会委員長、消防企業常任委員会委員長、合併調査特別委員会委員長などを歴任

池ノ内 幸徳(瀬戸町、57歳)

■略歴

平成7年から、議会運営委員会委員長、文教経済常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長などを歴任

■都市整備特別委員会の委員長が代わりました。

新委員長 川崎 阜志

9月定例会の開催予定	
8／30(木)	本会議(市長提案説明など)
9／5(水)	本会議(代表質疑)
6(木)	本会議(代表質疑)
7(金)	本会議(代表質疑)
10(月)	本会議(代表質疑、一般質問)
11(火)	常任委員会(総務、民生福祉、文教経済、建設水道)
12(水)	予算特別委員会
13(木)	予算特別委員会
18(火)	議会運営委員会 本会議(委員長報告など)
19(水)	企業会計決算特別委員会
20(木)	企業会計決算特別委員会
21(金)	企業会計決算特別委員会

○本会議・委員会とも午前10時から開会予定です。(ただし、9月18日の本会議は午後1時から)

○詳しくは、議会事務局☎084-928-1136までお問い合わせください。

委員会の活動(4月～6月)

3月定例会閉会後から6月定例会までの委員会の主な活動状況は、次のとおりです。

各委員会の詳しい内容は、議会ホームページの会議録検索からご覧いただけますが、委員会記録の作成には、多少の日数を必要としますので、ご了承ください。

◇常任委員会

総務	5/23	福山・府中広域行政事務組合の今後のあり方についてなど32件	文教経済	5/23	福山駅前広場整備工事(地下送迎場)に係る発掘調査についてなど30件
	6/13	福山市国民健康保険条例の一部改正についてなど6件		6/8	福山市立水呑小学校屋内運動場増改築工事請負契約締結について
民生福祉	5/23	障害者等総合相談事業について、福山市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況についてなど31件	建設水道	6/13	公立学校施設の耐震改修状況調査の結果についてなど4件
	6/13	療養病床の再編成に係る動向について (株)コムスンの不正行為への対応等について		5/23	交通情報提供システムの運用開始について、電子入札等システム運用状況についてなど19件
				6/8	道路改良工事(市道道上元藤線)(その2)請負契約締結についてなど4件
				6/13	新たに生じた土地の確認および字の区域の変更についてなど11件

◇特別委員会

行財政改革	5/29	福山市行財政改革集中改革プランの成果についてなど3件
競馬事業	5/22	18年度競馬事業特別会計第4四半期決算についてなど6件

◇全員協議会

5/23	公共工事調査結果について ツネイシホールディングス(株)の無願埋立地の経過について
------	--

政務調査費の執行状況をお知らせします

2006年度(平成18年度)、各会派に交付された政務調査費の執行状況は、次のとおりです。

政務調査費について、本市では議会改革の一環として、使途の透明性を高め、各会派の活動内容をより明らかにするため、収支報告書に加えて支出書と領収書、市外視察などの報告書を公開しています。(ただし、2006年(平成18年)10月以降のものに限る。)

これらの書類は、福山市情報公開条例に基づく開示請求の手続きをしなくとも、議会事務局に申請すれば、誰でも直ちに閲覧できます。

詳しくは、議会事務局庶務課(☎084-928-1123)までお問い合わせください。

なお、政務調査費は、地方自治法と条例に基づき、市政の調査研究活動に充てるため、議会の会派に交付されているものです。

2006年度(平成18年度)政務調査費決算内訳

(単位:円)

会派名 項目	水曜会 (15人)	公明党 (6人)	市民連合 (6人)	明政会 (6人)	日本共産党 市議団(5人)	新政クラブ (5人)	誠友会 (3人)
政務調査費交付額 および利息①	18,001,840	7,200,369	7,200,416	7,200,215	6,000,783	6,000,402	3,600,000
1 研究研修費	429,280	421,815	1,165,310	1,185,670	15,000	249,800	204,340
2 調査旅費	6,718,540	1,489,380	805,585	1,964,920	1,156,220	3,843,560	1,112,430
3 資料作成費	56,882	293,304	14,007	147,284	33,030	12,600	25,772
4 資料購入費	1,391,106	1,249,991	1,181,249	1,238,998	1,141,674	774,334	281,643
5 広報費	3,065,024	302,080	1,746,150	191,085	666,552	9,055	1,076,772
6 広聴費	187,019	18,481	0	151,246	63,880	0	0
7 人件費	0	0	0	0	0	0	0
8 事務所費	5,105,275	1,487,490	1,859,842	1,818,719	478,062	223,386	883,351
9 その他の経費	180,727	146,109	429,894	142,293	306,018	430,397	15,692
支出合計②	17,133,853	5,408,650	7,202,037	6,840,215	3,860,436	5,543,132	3,600,000
返還額(① - ②)	867,987	1,791,719	0	360,000	2,140,347	457,270	0

— 支出項目の説明 —

1 研究研修費

研究会、研修会の開催に必要な経費または他の団体が開催する研究会、研修会への参加経費

2 調査旅費

調査研究活動に必要な先進地調査または現地調査に要する経費

3 資料作成費

調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費

4 資料購入費

調査研究活動に必要な図書、資料などの購入に要する経費

5 広報費

調査研究活動、議会活動、市の政策について住民に報告し、周知するために要する経費

6 広聴費

住民からの市政、会派の政策などに対する要望、意見を聴取するための会議などに要する経費

7 人件費

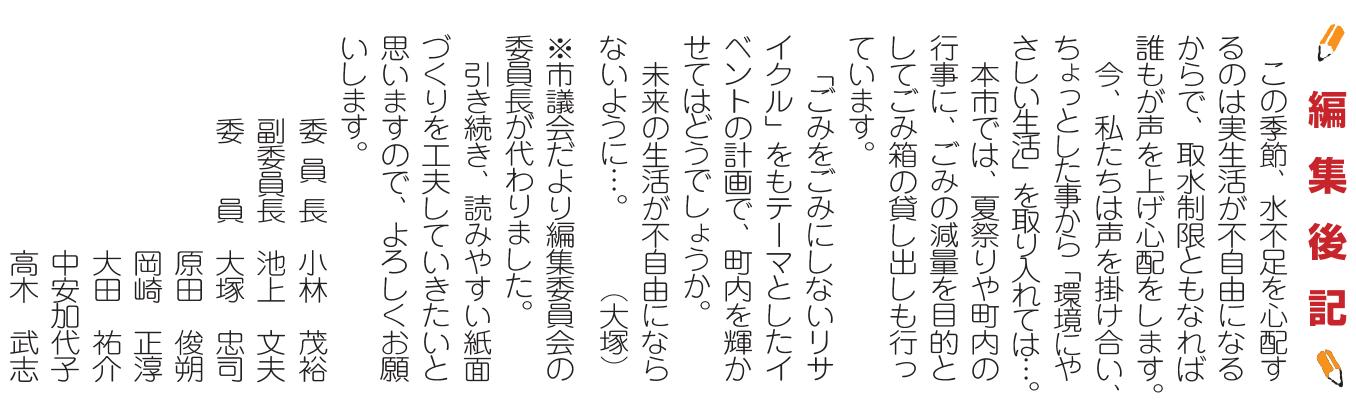
調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

8 事務所費

調査研究活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

9 その他の経費

1から8以外の経費で調査研究活動に必要な経費



編集後記